

議案第10号

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和6年2月26日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料について定めたいた
め。

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

交野市手数料徴収条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条に規定するものをいう。第3号において同じ。））」に改め、同条中第36号を第37号とし、第8号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「（同法第117条において準用する場合を含む。）」を削り、「の書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件」を「書類等1件」に改め、同号を同条第8号とし、第6号を削り、同条第5号中「届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付（ただし、次号の事務を除く。）」を「戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に改め、「350円」の次に「（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合における当該発行を除く。） 1件につき700円

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書（戸籍法第120条に規定するものをいう。第6号において同じ。））」に改め、同号を同条第

4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。第6号において同じ。）により発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合における当該発行を除く。） 1件につき400円

第3条第1項第1号中「前条第19号」を「前条第20号」に改め、同項第2号中「前条第20号」を「前条第21号」に改め、同項第3号中「前条第25号」を「前条第26号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

